町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年1 0月町田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用 乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

## 第17条 略

11

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に定める健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならな

 児童相談所等における
 利用乳幼児に対する

 る乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)
 利用開始時の健康診断

 の利用開始前の健康
 断

 乳幼児に対する健康
 利用開始時の健康診断

 乳幼児に対する健康
 利用開始時の健康診断

 変査
 人工協時の健康診断

 又は臨時の健康診断

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用 乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げ る行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な 影響を与える行為をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

## 第17条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3 · 4 略 3 · 4 略

(町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の 一部改正)

第2条 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条 例 (平成26年10月町田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子ど もの心身の状況等に応じて、特定教育・保育

の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

 $(2) \sim (4)$  略

2 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1

改正前

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子ど もの心身の状況等に応じて、特定教育・保育 の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

 $(2) \sim (4)$  略

2 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育 給付認定子どもの心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。

(町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成2 6年10月町田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 事業者の職員は、利用者に対し、法	第12条 事業者の職員は、利用者に対し、法
第33条の10第1項各号に掲げる行為その	<u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該
他当該利用者の心身に有害な影響を与える行	利用者の心身に有害な影響を与える行為をし
為をしてはならない。	てはならない。

(町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年3 月町田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(虐待等の防止)	(虐待等の防止)
第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利	第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利
用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各</u>	用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲
<u>号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身	げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害
に有害な影響を与える行為をしてはならな	な影響を与える行為をしてはならない。
٧٠°	

附則

この条例は、公布の日から施行する。